

令和4年11月28日開会

総務消防
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和4年11月28日(月)  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 委員長の互選

~~~~~

出 席 者 (8名)

委員長	小 谷 博 徳	副委員長	渡 辺 穰 爾
委 員	今 城 雅 子	委 員	中 田 利 幸
委 員	荒 井 秀 行	委 員	山 路 有 也
委 員	米 本 隆 記	委 員	三 好 晋 也

~~~~~

## 欠 席 者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	三 上 洋	消防局長	赤 川 紀 夫
事務局総務課長	矢 野 伴 典	事務局施設管理課長	本 池 将 将
消防局総務課長	岩 田 幸 博	消防局予防課長	宇 津 宮 進
消防局警防課長	後 藤 典 明	消防局指令課長	生 田 圭 一 郎
事務局総務課入札財政担当課長補佐	三 原 剛	事務局施設管理課担当課長補佐	安 田 憲
消防局総務課担当課長補佐	高 田 一 広		

~~~~~

## 議 会 担 当 職 員

書 記 長            近 藤            隆            書            記            板 井    寛 典

~~~~~

1 開 会

(午後2時42分)

○小谷臨時委員長 それでは、これより総務消防常任委員会を開会いたします。
本日は、組合議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長委員である私が臨時委員長を務めさせていただきますので、議事進行につきまして、よろしく願いいたします。

~~~~~

## 2    委員長の互選

○小谷臨時委員長    早速でございますが、日程2、委員長の互選に入りたいと思います。まず、委員長の互選について、担当から説明をお願いいたします。

○近藤書記長        はい、委員長。

○小谷臨時委員長    近藤書記長。

○近藤書記長        組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、委員長は委員会において互選すると規定されておりました、過去の例で申し上げますと、委員長はこれまで、町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○小谷臨時委員長    ただいま、担当から、委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷臨時委員長    御異議がないようですので、どなたか委員長を御推選いただきたいと思っております。

○山路委員        はい、委員長。

○小谷臨時委員長    山路委員。

○山路委員        小谷委員を推選いたします。

○小谷臨時委員長    ただいま、委員長に私、小谷を推選する旨の声がありましたが、小谷を委員長の当選人とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**小谷臨時委員長** 御異議がないようですので、小谷を委員長の当選人とすることに決しました。改めまして、一言御挨拶を申し上げます。ただいま、委員長に御推選をいただきました小谷でございます。皆様方の御協力によりまして、本委員会を公平、公正な議事運営と、活発な意見が交わされる場になるよう努めてまいりますので、どうか御指導のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~

追加日程 1 副委員長の互選

○**小谷委員長** この後は、委員長互選後の日程書のとおり行いたいと思います。それでは、日程 1、副委員長の互選を行います。まず、副委員長の互選について担当から説明をお願いいたします。

○**近藤書記長** はい、委員長。

○**小谷委員長** 近藤書記長。

○**近藤書記長** 過去の例で申し上げますと、副委員長は米子市議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○**小谷委員長** ただいま、担当から、副委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、米子市議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**小谷委員長** 御異議がないようですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思います。

○**中田委員** 委員長。

○**小谷委員長** 中田委員。

○**中田委員** 渡辺委員を推選いたします。

○**小谷委員長** ただいま、渡辺委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**小谷委員長** 御異議がないようですので、渡辺委員を副委員長の当選人とすることに決しました。渡辺副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○**渡辺副委員長** ただいま、副委員長に御推選いただきました渡辺でございます。委員長を助け、圏域住民の負託に応える委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうか皆様、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

~~~~~

## 追加日程2 審査事項

○**小谷委員長** それでは、日程2、審査事項に入りたいと思います。先ほど本会議から付託されました議案1件について審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。では、議案第14号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○**岩田消防局総務課長** はい、委員長。

○**小谷委員長** 岩田消防局総務課長。

○**岩田消防局総務課長** 議案第14号となります工事請負契約の締結につきましては、本日、添付資料の議案第14号、参考資料のほうで説明させていただきます。こちらの参考資料のほうには、本件の入札及び工事の概要、また、今後のスケジュール等を記載してございます。まず、1ページ目に記載しております大山消防署大規模改修等建築主体工事に係る入札の状況でございますが、先ほどもありましたように、8名の業者による公募型指名競争入札の結果、株式会社松本組が1億7,322万8,000円で落札いたしました。続いて、2ページ目のほうですが、1番の工事の概要等につきましては、これまでも繰り返し御説明をしておりますので、省略をさせていただきます。続いて、2番から4番までの契約の状況につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。次に、5番目の工事期間中の業務体制につきましては、3ページのほうを御覧ください。こちらは仮設庁舎運用時の大山消防署の外構図となります。図面右上の敷地北側部分に仮設庁舎を建設し、付近に消防車、救急車を配置して、改修中も変わらず迅速な災害出動体制を確保いたします。また、図面右下になりますが、最低限の来客スペースを確保し、予防関係の届出、また、業者対応等の通常勤務を継続いたします。資料2ページのほうにお戻りいただきまして、6の今後のスケジュールでございますが、本日の組合議会定例会におきまして、本件の議決をいただきましたら、約1か月程度で仮設庁舎が建設され、年明け1月頃から仮設庁舎での業務開始となります。その後、令和5年8月上旬頃に庁舎の改修が終了し、9月から本運用となる予定でございます。説明は以上となります。

○**小谷委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様様の質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**小谷委員長** 別のないものと認め、質疑を終わります。続いて、討論を行います。

〔「なし」と声あり〕

○**小谷委員長** 討論がないようですので、討論を終わります。これより本件について採決をいたします。議案第14号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**小谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、日程3、所管事務調査に入ります。調査事項は2件です。これらについて、当局より順次報告を受けたいと思います。初めに、(1)第4次行財政改革大綱実施計画に係る進捗状況についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○**矢野事務局総務課長** 委員長。

○**小谷委員長** 矢野事務局総務課長。

○**矢野事務局総務課長** そういたしますと、ただいまから、令和3年度の第4次行財政改革大綱実施計画に係ります進捗状況、こちらにつきまして御説明させていただきたいと思います。資料につきましては、お手元にごございます資料1、こちらのほうを使って御説明したいと思います。それでは、資料1を御覧ください。この資料ですが、1ページから3ページに進捗状況の概略を、そして4ページ以降は個別の実施計画とそれに対します進捗状況を記載しております。本日の説明は、概略部分であります1ページから3ページを使って説明したいと思います。そういたしますと、資料の1ページを御覧ください。このページの中ほどにあります大きな項目の2番を御覧ください。実施計画の令和3年度の進捗状況についてでございます。(1)に記載しておりますが、全体の進捗状況でございます。こちらのほうですが、担当課の自己評価の結果を記載しておりまして、計画を上回って進捗の二重丸はございませんでした。それから2番目の、計画どおりの進捗の一重丸、こちらのほうは13項目ございました。3番目の、計画を下回って進捗の三角は6項目。それから一番下の、未着手のバツ、こちらのほうは1項目という結果となっております。続きまして、1枚おはぐりいただきまして2ページのほうを御覧ください。このページの中ほどから少し下のほうにありますが、(3)を御覧ください。先ほど触れました評価、三角またはバツといった目標未達成の取組項目につきまして、以下の表にまとめております。この中から主なものについて御説明させていただきたいと思います。この一覧の一番上にあります3番の、基金の効率的な運用・管理についてでございますが、退職積立基金の運用について、運用可能額を算出できなかったため、運用計画の策定に至らなかった。このことからバツ、未着手としております。このことにつきましての、次年度の対応といたしましては、財政推計を踏まえまして、各年度の資金収支を見込むことで運用可能額を算出し、令和4年度に運用計画、こちらのほうを策定することとしております。続きまして、隣の3ページを御覧ください。3ページの上から2番目の欄にあります17番の、新たな人材育成基本方針に沿った職員の育成についてでございます。こちらについてですが、新たな人材育成基本方針の中の目指すべき職員像、それから人材育成の仕組みづくり、こちらのほうが整理できなかったため、基本方針の改定に至らなかった。こういったことから三角、計画を下回

っての進捗と評価しております。次年度の対応といたしましては、令和3年度に引き続きまして策定委員会を開催し、各職制に求められる能力・資質及び人材育成の具体的な取組、こちらを検討することで基本方針を改定していこうとすることとしております。その下、中ほどですが(4)番、取組項目の変更事項についてでございますが、計画を策定してから1年を経過する中で、当初計画を微修正する必要があるものがございまして、その項目名と変更事項等を一覧にしたものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

**○小谷委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいと思います。

**○今城委員** はい、委員長。

**○小谷委員長** 今城委員。

**○今城委員** 今、御説明いただきました。特に今おっしゃらなかったかもしれないなと思ったのは、住民から信頼される組織・職員づくりのところなんですけれども。今日もちよっと話が出たと思いますが、ここ数年の間のところで、やはりコンプライアンスも含めて、職員の規範意識とかっていう部分っていうのがどう足りないのかという部分は、個人的な問題ということだけにくくっていけないようなことが散見されてきていますよね。そういう部分では、これは非常に大事な考え方であって、早急に対策を立てるべきだし、また、立てながら動き始めるということもしていかないといけなかったなというふうに思うんですけど。これ1年目ではあるんですけども、そこが目標に達していないという評価を、自己評価としてされているというところに対して、特にこの、今も含めてこれから具体的にどういうふうにそこら辺りをやっていくのかということについてのことを、もう一つ深く伺っておきたいと思います。

**○小谷委員長** 矢野総務課長。

**○矢野事務局総務課長** 先ほどございました御質問ですが、委員御指摘のとおり非常に大事な項目でございまして、説明、ここを割愛させていただきましたこと、まずはお詫び申し上げたいと思います。その上で、やはりこのコンプライアンス意識というものは、行政職員の根幹を成す意識を醸成していく。そのためにもコンプライアンス意識を高めるということは非常に大事なことだと私自身も思っております。いろんな切り口での研修、周知、それから啓発を含め、職員にいかに浸透させていくのかということはいろいろあるかと思っておりますけども。これを具体的にまだこうやっていくということは、申し訳ありません、まだ今の段階ではちっと決めたものはございませませんが、これだけ社会全体が激しい動きをしている中で、公務員もやはりしなやかに強く、しっかり本質をつかんだ上で臨機応変な対応ができる、そういう職員がこれからより必要になってくるかと思っておりますので、そういったことを念頭にいろいろカリキュラムを考えていきたい。その

ように考えております。以上でございます。

○**今城委員** はい、委員長。

○**小谷委員長** 今城委員。

○**今城委員** 令和4年度から実行計画を策定するというふうになっているわけなので、もう4年度もほぼ終わりに近づいている現状で、かちっとしたものが決まっていないうそれ自体が、一体どういう取組をするのかっていうふうにも思われても仕方がないかなと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいということと、数年前だったと思いますけれども、本組合からではないかなと思われるような怪文書であったりとか、実際の文書の流出の案件などもありましたね。そういう意味ではやはり、そういうところの一つ一つのことっていうのが実際あったことっていうのが、どれだけ市民や圏域住民の皆さんにとって安心できない材料なのかっていうことをしっかりと周知をすることと、研修もしっかりやっていたかかないと、起こるたびに、あーあ、あーあっていうような、後手後手に回るようなことがあってはいけないと思いますので、そこら辺の、実行計画を策定するなら即動き出すというぐらいの勢いでやっていただきたいと思いますので、これは要望しておきたいと思います。以上です。

○**小谷委員長** ほかにありませんか。

○**渡辺委員** 委員長。

○**小谷委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** ちょっと私も広域離れちゃったんで、教えていただきたいんですけど。ワークライフバランスの実現ですね、まあ三角ということで。大体、事務局側と消防局、女性職員、何人ずつぐらいおられるんですかね。正職員が。

○**矢野事務局総務課長** 正職員の数でございますか。

○**小谷委員長** 挙手。

○**矢野事務局総務課長** 申し訳ありません。委員長。

○**小谷委員長** 矢野総務課長。

○**矢野事務局総務課長** 事務局、それから消防局のそれぞれの職員数でございますが、事務局のほうは正職員が32名、それから消防局のほうは298名という形に。

○**渡辺委員** 女性のという。

○**矢野事務局総務課長** 失礼しました。女性ですか。はい、委員長。

○**小谷委員長** 矢野総務課長。

○**矢野事務局総務課長** 申し訳ありません。ちょっと今、手元に数が…。

○**小谷委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 分かりますか、そちらは。分かるところだけお願いします。

○**小谷委員長** 岩田消防局総務課長。

○**岩田消防局総務課長** 消防局におきましては、現在6名の女性職員がおります。

- 渡辺委員** 委員長。
- 小谷委員長** 渡辺委員。
- 渡辺委員** やっぱり女性の方っていうのは、年齢的にはお若いんですね。
- 岩田消防局総務課長** はい。
- 小谷委員長** 岩田消防局総務課長。
- 岩田消防局総務課長** 女性職員に関しましては年齢層も様々でございますけども、第1人目の職員が平成23年採用でございますので、12年目の職員がおります。
- 小谷委員長** 渡辺委員。
- 渡辺委員** まあ、これからだと思うんで、これも令和4年の実行計画を策定することによってということなんで。どこも一緒なんですけど、こうやって議会を開いても男性の方がほとんどで、女性の姿が見えないっていうので、それが実現していったってですね、そういうことになっていったら、そういう形になるといいかなというので、ちょっと数を聞いたということです。
- 小谷委員長** よろしいですか。
- 渡辺委員** はい。
- 小谷委員長** ほかに。
- 矢野事務局総務課長** 委員長。
- 小谷委員長** 矢野総務課長。
- 矢野事務局総務課長** 申し訳ありません。先ほど事務局の女性職員の人数でございますが、5名ございまして、年齢層は20代から50代でございます。
- 小谷委員長** いいですね。ほかにありませんか。別にないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(2)火災予防業務における手続きのオンライン化についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。
- 宇都宮消防局予防課長** 委員長。
- 小谷委員長** 宇都宮消防局予防課長。
- 宇都宮消防局予防課長** (2)番の火災予防業務における手続きのオンライン化について説明いたします。資料2を御覧ください。1のオンライン化の目的ですが、デジタル・ガバメント実行計画の中で、消防行政における手続きについてもオンライン化推進の対象となり、消防庁が各消防本部に対して、令和4年度中に電子申請の導入を示していることから、住民サービスの向上を目指して実施いたします。2のオンライン化の内容ですが、各申請等の手続きについて、消防署に来なくても、消防局ホームページを介して電子メール等による手続きを可能とし、住民の負担軽減及び利便性の向上を図るものです。なお、書面での申請等も従前どおり可能とします。手続きの主体は、住民、施設関係者、消防設備等施工業者となります。3のオンライン化の対象ですが、消防法令における申請、届出等で153様式中73様式が対象となります。下の表に主な届出等を記載してお

ります。4のオンライン化に伴う規則等の改正ですが、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則と同消防法等施行細則において、提出部数や返却方法の改正を行い、電子メール等による手続きを可能とします。5のスケジュールですが、改正内容等消防局ホームページ及び構成市町村広報紙2月号等に掲載して、住民周知の後、令和5年3月1日施行といたします。説明は以上です。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

○渡辺委員 委員長。

○小谷委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと一つ聞きたいんですけど、この住民の方が、届出とか申請ってというのが73様式の中にどれだけあるか分からないんですけど、これをオンラインにする場合ってというのは、マイナンバーカードの必要性というのはあるんですか。マイナンバーカード。

○宇都宮消防局予防課長 はい、えーと…。

○小谷委員長 挙手で。

○宇都宮消防局予防課長 委員長。

○小谷委員長 宇都宮消防局予防課長。

○宇都宮消防局予防課長 この73様式の中に、マイナンバーカードと関係があるかということの質問でございますが、特にありません。今のところは。

○渡辺委員 委員長。

○小谷委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ということは、今も個人で火災とまぎらわしい行為の届出に来ましたっていうのが、渡辺穰爾本人であるかどうかっていうのは確認されてないってことですね。書いた人が間違いなくその人だという届出申請の手続きのやり方だということですね。

○宇都宮消防局予防課長 委員長。

○小谷委員長 宇都宮消防局予防課長。

○宇都宮消防局予防課長 火災とまぎらわしい行為の届出等を出された場合に、本人の確認がどうかという質問でございますけども、現在のところ、消防署に来ていただいて、記入して、署名していただいて提出していただいておりますけども、これが自署でなくても、メールにおいて電子で確認して届出を受理するというものであります。

○小谷委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっとずれているんですよ、答えは。私が言いたいのは、なりすましの可能性があるそういう申請とか、または市役所ほうは住民票、戸籍とかいろいろあるんですけど。市役所のほうも今オンライン申請をやる。そのためにも本人確認が必要なので、マイナンバーカードをなんと7割にしましょう。これは政府がもう100パーにしようという方針にしたので。そういう意味で聞いている

んで、このまぎらわしい何とかに限らず、住民ですよ。住民であったり、マイナンバーカードが必要なのは住民なんで。それが本人確認をされてないんですか、全体的にですよ。住民が出す申請書なりの本人確認はされてないんですか。今、必要ないって言われたんで、されてないということですよ。

○宇都宮消防局予防課長 委員長。

○小谷委員長 宇都宮消防局予防課長。

○宇都宮消防局予防課長 今のところ、そこまでの住民確認は必要なしで、届出というこういった形で受理するということになると思います。

○渡辺委員 終わりにしますけど。

○小谷委員長 はい、渡辺委員。

○渡辺委員 確認ですけど、私が言いたいのは、今現在やってないっていうことでいいんですよ。

○赤川消防局長 はい。

○小谷委員長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 届出に関する本人確認はしておりません。そのまま申請を受理しております。

○渡辺委員 質問じゃないですけど。

○小谷委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 我々議員、何項目住民のがあるか分かんないんで。現在されてないと。オンラインでできるってことは、出向かないってことですよ。それに対する予防措置というか、そこら辺も踏まえて進めていただきたいなということを要望しておきます。

○小谷委員長 要望事項でいいですかね。ほかにありませんか。別にないようです。当局からの説明を終わります。

~~~~~

4 閉 会

○小谷委員長 これをもちまして、総務消防常任委員会を閉会いたします。

(午後3時11分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務消防常任臨時委員長 小 谷 博 徳

総務消防常任委員長 小 谷 博 徳